

三月三十一日に開かれた大井川土地改良区の第三回総代会で、大井川土地改良区域内（東益津の北部幹線排水路以南全区域）の、農地転用決済金の額が改められ、五月一日から実施されることになりました。

新しい額は、一等地負担額の決定や県営事業の完了が近いことなどから、今後の農林金融公庫からの借入金償還、河川維持管理費、一般経費など、物価上昇率（約十%）を見込んで、昭和六十年度を目標に試算されたものです。



農業委員会

旧地区三十五円・新地区五十五円

農地転用の決済金を改める

申請については、この旨ご承知のうえ転用申し出をしてくださるようお願いいたします。

